

## EU が紛争鉱物に関する統合アプローチを提案

2014年3月5日、欧州委員会は紛争地域原産鉱物の責任ある取引に関する統合アプローチ案<sup>\*1</sup>を公表しました。これは欧州議会と欧州理事会へ提案される EU 規則

案や FAQ、欧州委員会と EU 上級代表による共同報告書などです。それらが産業界に与える影響について考察します。

### 主なポイント

- ・対象製品：3TG<sup>\*\*2</sup>の鉱石、精鉱、未加工金属（バー、ロッド、ワイヤー等）など。CN code で特定
- ・対象地域：具体的に地域を特定していない。武力紛争状態にある地域、紛争後の不安定地域などと定義
- ・対象者：任意により「責任ある輸入業者」の自己認証を選択した EU の輸入業者
- ・責任ある輸入業者の義務：
  - ①購入した鉱物の原産地を追跡する管理システムを設置
  - ②武装集団への資金供与に関連する悪影響を緩和し、それに対処するサプライチェーン・リスクマネジメントの手続きを適用
  - ③第三者監査を実施し、適切なサプライチェーン関連情報を川下の購入者および一般に公表
- ・責任ある製錬業者・精製業者：責任ある輸入業者のサ

プライチェーンにおける製錬業者・精製業者。責任ある輸入業者は、責任ある製錬業者・精製業者の情報を加盟国当局に提出する。欧州委員会は加盟国からの情報に基づき、責任ある製錬業者・精製業者のリストを作成する。

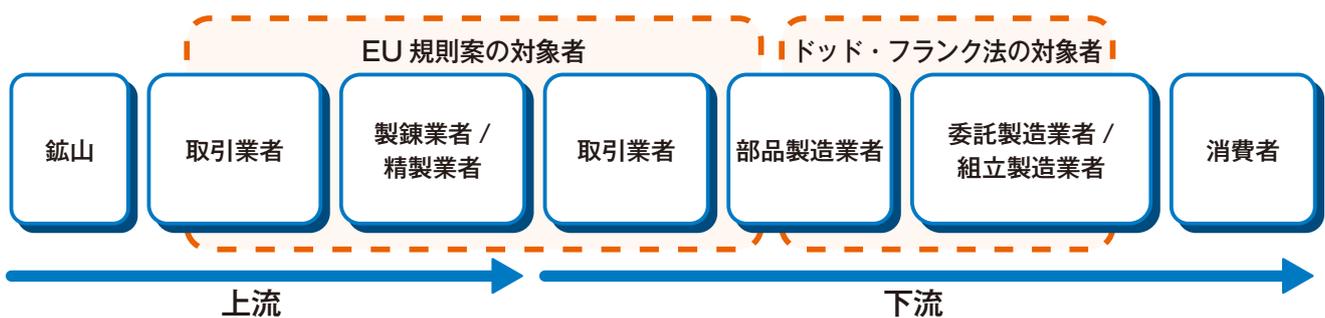
- ・公共調達におけるインセンティブ：携帯電話やコンピュータ、プリンタ等の公共調達において、OECD デュー・デリジェンス・ガイダンスなどを遵守するものから調達する。
- ・デュー・デリジェンス促進に向けた動き：
  - ① EU の輸入者の間に任意の認証スキームの理解を広めるための資金提供
  - ②製錬業者・精製業者間にデュー・デリジェンスの実践を広めるための OECD などへの資金支援
  - ③諸外国政府との協議や対応の連携など

### 期待される効果

EU の統合アプローチ案は OECD デュー・デリジェンス・ガイダンスや米ドッド・フランク法など既存のイニシアチブを相互に補完するものとして作成されました。米国ドッド・フランク法では川下の製造業者に、使用する3TG の原産国を調査する義務を課しました。その結果、対象企業は長くて複雑なサプライチェーンを避

ってサプライヤーに情報提供を依頼しますが、全てのサプライヤーが十分な情報を提供してくれるわけではありません。

EU の規則案では、責任ある輸入業者として自己認証を任意で選択した対象製品（3TG の鉱物・未加工金属等）の EU 輸入業者に、情報提供・開示義務を課しま



紛争鉱物サプライチェーンの概略図

す。うまく機能すれば、EU 域内に限っては、川下企業は3TGの原産国を調査しやすくなります。

また、欧州委員会は、EU 輸入業者の認証スキームの理解と EU 内外の製錬業者・精製業者のデュー・デリジ

エンスの促進のための資金提供や、関係各国との対話・連携を行う意図があります。これらによっても、川下企業の調査環境の整備が促進される可能性があります。

## 米国ドッド・フランク法との調和

米国ドッド・フランク法では、対象地域をコンゴ民主共和国およびその隣接国と、具体的に特定しています。一方で、EU 規則案では、具体的な国のリストが提示されていません。ドッド・フランク法の影響で、企業が対象地域原産の紛争鉱物の取引を控えた結果、武装集団と関係なく、自身や家族のために働く人々の生活が脅かされることになりました。このような事態を避けるために、EU 規則案では対象地域を具体的に提示していません。まずは個々の責任ある輸入業者に実質的な判断をさせ、それを当局が事後チェックする仕組みになっています。

公共調達インセンティブによって、携帯電話やパソコンなど EU に納入する企業は、EU 域内のサプライヤーに、責任ある輸入業者や責任ある製錬業者との取

引を求める可能性があります。同時に、EU 域内のサプライヤーは、ドッド・フランク法におけるコンフリクト・フリー・スマルターからの調達も要請されるため、負担が増大する可能性があります。

このような産業界における負担増大を避けるため、既存のドッド・フランク法の遵守のために使用されている CFSI<sup>※3</sup>の CFS プログラムなどの枠組みと、EU 規則を遵守する枠組みとの間で、対象地域の違いなどを乗り越えて、相互認証などの調和が必要となります。

今後、JEITA は、責任ある鉱物調達検討会を中心として、紛争地域の人権保護という目的がより効率的に達成されるように、関係者と連携していく予定です。

	EU の統合アプローチ (規則案など)	米国ドッド・フランク法 1502 条
対象者	任意で「責任ある輸入業者」の自己認証を選択した EU 輸入業者	3TG を使用する米国上場の製造業者等
対象製品	3TG の鉱石、精鉱、未加工金属	3TG (錫、タンタル、タングステン、金) を含む製品
対象地域	具体的国名を提示せず。武力紛争状態にある地域などと定義	コンゴ民主共和国 (DRC) および隣接国
対象者の義務	鉱物の原産地を追跡する管理システムの設置やサプライチェーン・リスクマネジメントの実施、第三者監査、情報公開等	米証券取引委員会 (SEC) に対する報告と情報公開、合理的な原産国調査、DRC 及び隣接国産の場合のデュー・デリジェンス
その他	EU 公共調達においてインセンティブを検討	スクラップ及びリサイクル材は対象外

EU 規則案と米国ドッド・フランク法の比較

※1 [http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-14-218\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-218_en.htm)

※2 3TG：錫 (tin)、タンタル (tantalum)、タングステン (tungsten)、金 (gold)

※3 Conflict-Free Sourcing Initiative (CFSI)：CSR 推進のために、米国企業を中心に発足した EICC と、欧州企業を中心に発足した GeSI が、共同で紛争鉱物問題を取り扱うために設けた組織。JEITA も参加している。